

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 91 号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成 14 年岩手県規則第 105 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)</p> <p>第17条 条例第25条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第4条第4号ニ、第15条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号ケからシまでに掲げる行為</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(監視地区の区域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和24年法律第213号）第7条第1項の委託事務を行う施設を含</p>	<p>(管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ク [略]</p> <p><u>ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。</u></p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>ス [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)</p> <p>第17条 条例第25条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第4条第4号ニ、第15条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号コからスまでに掲げる行為</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(監視地区の区域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 郵便局（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第8条第1項の再委託業務を行う施設を</p>

む。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

ク・ケ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第4条第4号ネ又は第15条第10号ケからシまでに掲げる行為

イ～コ [略]

(7) [略]

含む。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

ク・ケ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第4条第4号ネ又は第15条第10号コからスまでに掲げる行為

イ～コ [略]

(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。